

個人住民税の申告が必要です

個人住民税は、1月1日に住所のある市町村で課税されます。

本町在住の方は、納税義務者や課税標準額を確定するため、申告書の提出が必要です。



所得が確定しないと、所得証明書・課税証明書・非課税証明書など「所得に関する証明書」の発行ができない場合があります。

所得税は確定申告書の提出をなくともよい場合がありますが、住民税においては申告書の提出が義務付けられています。ただし、前年分の所得税について「所得税の確定申告書」を提出した場合、個人住民税の申告書を提出したものと見なされるため、あらためて提出する必要はありません。

申告義務が免除される場合がありますので、事前に下記係までご連絡ください。

※1月2日以降に亡くなった方も、個人住民税の納税義務がありますので、相続人の方が申告を行う必要があります。

※当初課税までに所得などが確定できない場合、後日役場から個人住民税申告の依頼通知をします。

○問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線154）

不動産ネットワークに掲載しませんか？

町内の空き地や空き住宅の売買・賃貸情報を町ホームページに掲載しませんか。

掲載を希望する方は下記係までご連絡ください。

○申し込み・問い合わせ／役場建設課住宅都市計画係（1階⑧番窓口☎内線274）

国民健康保険喪失手続きを忘れずに

国民健康保険に加入している方が職場の健康保険に加入した時は、国民健康保険の喪失手続きと保険証の返還が必要です。配偶者などの被扶養者となった場合も同様です。手続きをせず、保険証を誤って使用した場合、医療費の返還が必要となりますのでご注意ください。

○手続きに必要な物／国民健康保険証、社会保険などに加入した日が分かる書類（新しい健康保険証や保険資格取得証明書など）
※国民健康保険から社会保険などに切り替わる全ての方の物をお持ちください。

○問い合わせ／役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線124）

令和5年度巡回児童相談実施のお知らせ

北海道釧路児童相談所では、来所が困難な児童や保護者のために「巡回児童相談」を行っています。児童の発達、療育手帳の判定など、18歳未満の児童に関する相談をお受けします。

○日程／5月9日(火)、7月20日(木)、9月12日(火)、11月7日(火)、令和6年2月14日(水)、2月15日(木)

※申し込みの状況により、ご希望の日時に沿えないことや児童相談所へ直接来所して実施していただく場合があります。

※町内の関係機関（保育園、幼稚園、小中学校、子ども発達支援センター）に通っている場合は関係機関を通じて申し込みください。それ以外の場合は下記係まで申し込みください。

○問い合わせ／役場保健福祉課児童福祉係（1階⑤番窓口☎内線138）

令和6年度町職員を募集します

令和6年度の釧路管内町村職員（一般事務職・大卒）の採用資格試験を行います。

○採用予定／標茶町2人、弟子屈町1人、鶴居村1人、厚岸町2人、浜中町2人、白糠町3人、釧路町1人

○受験資格／平成7年4月2日～平成14年4月1日生まれの大学卒業者・卒業予定者

○第1次試験／7月9日(日)

○試験会場／釧路センチュリーキャッスルホテル

○申込方法／申込書に必要事項を記入して持参または郵送（申込書は下記で配布）

○受付期間／4月3日(月)～5月19日(金)（郵送の場合は当日消印有効）

○申し込み・問い合わせ／

・役場総務課職員係（2階⑬番窓口☎内線216）

・釧路町村会事務局（☎0154-43-0649）

令和5年度特設人権相談所のお知らせ

本町では、人権擁護委員による「特設人権相談所」が定期的に開催されています。

離婚などの家庭問題や隣近所のもめごと、虐待、いじめなど「これは人権問題では？」と感じたことがありましたら、気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

○日程／6月5日(月)、9月4日(月)、12月4日(月)、令和6年2月5日(月)

○時間／午後1～3時

○場所／社会福祉センター

○問い合わせ／役場企画財政課地域振興係（2階⑰番窓口☎内線224）

マイナポータルでの 転出手続きについて

本町から他市町村へ転出する際に、マイナポータルを通じたオンラインの届け出が可能です。このサービスを利用した際は、標茶町役場への来庁が原則不要です。(転入先市区町村の転入窓口での手続きは必要です。)

手続き前にチェック！

- ①マイナンバーカードを読み込めるスマートフォンなどが必要です。
- ②マイナンバーカードに電子証明書(署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書)が搭載されていること。
- ③転出される方の中にマイナンバーカードを持っている方がいること。
- ④マイナンバーカードに記載されている氏名・住所が最新情報になっていること。

転入手続き

転入手続きは、転出元市町村での処理が完了している必要があります。マイナポータルで転出元市町村の処理状況が「完了」となっていることをご確認いただき、転入の手続きをお願いします。

○問い合わせ／役場住民課町民係
(1階①番窓口 ☎内線121)

マイナンバーカード 手続き制限について

公的個人認証システム更改作業のため、下記期間においてマイナンバーカードの手続きが制限されます。期間中に手続きに来られた方は、後日に再度手続きが必要となる場合がありますので、ご了承ください。

○期間／4月28日(金)午後8時～5月7日(日)終日

○制限される手続き／

- ①電子証明書の発行・失効・更新の手続きはできません。
- ②マイナンバーカードの交付はできませんが、電子証明書の発行などが必要な場合は後日手続きが必要になります。
- ③転入時のマイナンバーカード継続利用の手続きはできませんが、その後の電子証明書の手続きはできません。
- ④町内転居・結婚などにより住所・氏名の変更があった場合、当日の手続きはできません。
- ⑤マイナンバーカードの暗証番号初期化の手続きはできません。(暗証番号を覚えている方の暗証番号変更の手続きは可能です)

○問い合わせ／役場住民課町民係
(1階①番窓口 ☎内線121)

心身障がい者 一般巡回相談の実施

北海道立心身障害者総合相談所では「一般巡回相談」を行っています。令和5年度の釧路市での開催日程が決まりましたのでお知らせします。相談を希望される方は下記係までご連絡ください。

○対象となる方／

- ・18歳以上で療育手帳の更新時期が近づいている方、または過ぎてしまっている方
- ・18歳以上で療育手帳の交付を希望する方
- ・総合相談所による直接判定が必要な補装具の給付を希望する方
- ・上記のほか、生活上の悩みや問題などの原因が障がいによるものと思われる方

○相談日程／

- ・第1回…5月23日(火)～25日(木)
- ・第2回…8月29日(火)～31日(木)
- ・第3回…11月14日(火)～15日(水)
- ・第4回…令和6年2月6日(火)～7日(水)

※5月25日(木)、8月31日(木)は午前中のみとなります。

○申し込み・問い合わせ／役場保健福祉課社会福祉係(1階④番窓口 ☎内線132)

後期高齢者医療制度

国民健康保険

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ

傷病手当金の適用期間が延長されています

新型コロナウイルスへの感染や感染疑いにより、療養のため仕事を休んだ期間がある場合に、傷病手当金を支給しています(一定の要件を満たした場合に限ります)。支給を受けるには申請が必要です。

適用期間が「令和5年3月31日まで」から「令和5年5月7日まで」に延長されています。なお今回をもって延長が終了となり、5月8日以降に感染した方については、傷病手当金の対象外となります。

詳しくは左記係にお問い合わせください。

■問い合わせ／役場住民課年金保険係(1階②番窓口 ☎内線125)

釧路湿原国立公園連絡協議会からのお知らせ

◎ラムサール条約釧路会議30周年記念事業「渡り鳥が結ぶオーストラリアとひがし北海道の姉妹湿地について考えよう」

釧路湿原とハンター河口湿地の関係者から、渡り鳥と現在の双方の湿地保全の取り組みについて聞く対面・オンラインのハイブリッド型シンポジウムです。



- 日時／5月14日(日)、午後1時30分～3時
- 対象／小学生以上
- 定員／80人
- 参加費／無料
- 場所／釧路市立博物館
- 申込期限／4月28日(金)
- 申し込み・問い合わせ／釧路国際ウェットランドセンター (☎0154-32-3110)

申し込み



◎釧路湿原子どもレンジャー登録者募集

登録者を対象に体験型のイベントを開催し、楽しみながら釧路湿原について学習します。



- 対象／釧路市・釧路町・標茶町・鶴居村の小学校3～6年生
- 料金／無料
- 申込方法／電話またはメール
- 申し込み・問い合わせ／釧路湿原国立公園連絡協議会事務局 (☎0154-31-4594、ka-shizenhogo@city.kushiro.lg.jp)

パスポートの手続きに関するお知らせ

旅券法令の改正に伴い、3月27日から旅券申請手続きが一部変更となっています。主な変更点は以下のとおりです。

①旅券申請の一部オンライン化

スマートフォンなどを利用し、マイナポータルからパスポートの更新申請することができます。なお、パスポートの受け取りは、従来どおり本人が窓口にお越しただく必要があり、当面の間、本町の場合は釧路総合振興局（マイナポータルで選択した受取窓口）のみとなります。標茶町役場での受け取りを希望される方は、これまでと同様に紙での申請手続きをお願いします。

○対象となる方／パスポートの残りの有効期間が1年未満でパスポートの記載内容に変更がない方
※マイナンバーカード（署名用電子証明書が有効であること）が必要です。

②提出書類の一部統一（戸籍全部事項証明書）

戸籍を確認する場合の提出書類が戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）に統一されます。（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）では受け付けできません）

③査証欄増補の廃止

④未交付失効旅券がある場合の手数料の新設

○問い合わせ／役場住民課町民係（1階①番窓口内線121）



固定資産課税台帳の縦覧制度について

固定資産課税台帳の縦覧制度は、自己所有の土地や家屋の評価額などがほかの土地や家屋の評価額と比較して適正かどうかを確認できる制度です。（評価額の比較という目的以外での閲覧はできません）

プライバシー保護のため、例えば「〇〇さん所有の土地（あるいは家屋）」という形での閲覧申請はできませんが「常盤〇〇丁目〇〇番」というように、その物件の所在などが分かると閲覧申請ができますので、あらかじめ調べてから申請をお願いします。

- 手数料／縦覧期間内は無料（縦覧期間後は1回100円）
- 縦覧期間／4月1日(金)～5月31日(火)
- 縦覧場所・問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線152）

もう一度確認しよう 犬の飼い方

ペットによるトラブルが起きた場合、適切な管理をしていなければ飼い主に賠償が生じます。

近頃は融雪に伴って、歩道などに犬のふんが目立ちようになり、苦情が増えてきています。

以下の点に注意しながら、マナーを守り適切に管理しましょう。

- 犬が逃げ出さないように、しっかりつなぐか柵に入れましょう。
- 散歩に連れて行く時は正しくリードを使用しましょう。
- 散歩の際は、袋などを携帯し、分の後始末を確実に行きましょう。

○問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎内線127）

町税などの夜間納付 相談窓口の開設

本町では毎月、夜間納付相談窓口を開設しています。今月の窓口開設日は次のとおりですので、昼間はお仕事などで納付相談が困難という方は、利用ください。

なお、コンビニエンスストアでも町税などの納付ができますので、夜間や休日に納付するときなどに利用してください。

町税などは、皆さんの暮らしを支えるための貴重な財源となっていますので、納税に対するさらなるご協力をお願いします。

○日時／4月28日(金)、午後8時まで

○場所／1階⑩番窓口

○問い合わせ／役場税務課納税係
(☎内線155)

ふれあいカフェに 参加しませんか？

外出の機会が少ない高齢者の方や家族を介護している方を対象に「ふれあいカフェ」を開催します。体を動かしたり、ゲームなどをして、楽しい時間を過ごしましょう。

認知機能の低下が気になる方も楽しめる内容です。また、介護や健康に関する相談もお受けしますので、お気軽にご参加ください。

○日時／4月26日(水)、午前10時～11時30分

○場所／社会福祉センター

○内容／軽体操、ゲーム、レクリエーション、介護相談など

○持ち物／飲み物(水分補給用)

○申込締切／4月19日(水)

※送迎の必要な方は、申し込み時にお伝えください。

○申し込み・問い合わせ／地域包括支援センター (☎485-1515)



町有地売り払い情報

本町では、麻生・平和地区の町有地の売り払いを行っています。

○売り払い物件・価格／町ホームページに掲載

○申し込み・問い合わせ／役場管理課契約管財係(2階⑭番窓口☎内線141)

標茶町労働者生活安定 資金貸付制度について

本町に在住している労働者を対象に、生活の安定と福祉の向上を目的とした貸付制度を設けています。

○貸付対象／

・前年の総収入が700万円以下の労働者

・本町に住所を有し、現に本町に居住している労働者

○融資金額・期間／1人70万円以内、5年以内

○融資利率／年1.3% (自己負担)

※申し込みの際、北海道勤労者信用基金協会の保証(保証料)が必要です。約定期間内に返済を完了した場合、保証料は町が全額補助します。

※利率は変更になる場合があります。

○貸付条件／

・北海道労働金庫釧路支店の貸付条件に該当する方

・町税を完納している方、またはは納入の約束をしている方

○申し込み／北海道労働金庫釧路支店

○問い合わせ／役場観光商工課商工労働係(2階⑯番窓口☎内線251)



赤十字救急法基礎講習 のお知らせ

意識障害・気道閉塞・呼吸停止・心停止など直ちに手当が必要な場合に、救急隊が到着する



までの間に必要な知識と技術を身に付けることを目指して開催します。

○内容／心肺蘇生法やAEDの使い方などの救急法の基礎

○日時／4月22日(土)、午前9時～午後1時

○場所／釧路赤十字病院

○受講資格／15歳以上の方

○申込締切／4月14日(金)

○定員／12人(定員締切)

○受講料／1,500円(教材費など)

○資格の付与／全過程を終了した方に受講証を授与します。検定を行い、成績優秀な方に「赤十字ベーシックライフサポーター認定証」を交付します

○申し込み・問い合わせ／日本赤十字社北海道支部釧路市地区釧路市役所社会援護課内(☎0154-23-5151内線1423)、役場保健福祉課社会福祉係(1階⑤番窓口☎内線133)

広報しべちや 有料広告募集

○規格・料金／

・広告1(3,000円) …縦45mm×横88mm

・広告2(6,000円) …縦45mm×横176mmまたは縦90mm×横88mm

※町外業者は料金別。

○申込期限／

・5月号…4月5日(水)まで

・6月号…5月8日(月)まで

○申し込み・問い合わせ／

役場企画財政課地域振興係(2階⑰番窓口☎内線224)